

令和 7 年 6 月 1 7 日

令和 7 年千葉市教育委員会会議第 6 回定例会

[参考資料]

報告第 5 号関係 . . . . . 1



## 千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

次期指定管理者の選定に向けて既定料金の見直しを行い、条例の一部を改正しようとするもの。

なお、料金改定により大幅な増額とならないよう、改定率については、物価高騰を踏まえ、現行料金の概ね1.3倍の範囲で改定する。

### 2 改正の概要

公共施設使用料等設定基準に基づく利用料金の算定結果を踏まえ、千葉市生涯学習センターの使用に係る利用料金の上限額を、ホール「53,210円」から「69,170円」、映像音声加工編集ブース「3,250円」から「4,220円」に改正する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表（千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正）

改正前			改正後		
別表第2			別表第2		
区分		金額（1日につき）	区分		金額（1日につき）
ホール		<u>53,210円</u>	ホール		<u>69,170円</u>
[略]			[略]		
マルチ メディア アスペ ース	[略] 映像音 声加工 編集ブ ース	<u>3,250円</u>	マルチ メディア アスペ ース	[略] 映像音 声加工 編集ブ ース	<u>4,220円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。